

①事業名	【64】高松塚古墳壁画保存・活用の推進	
②主管課及び関係課(課長名)	(主管課) 文化庁文化財部美術学芸課(課長:下坂 守) (関係課) 記念物課(課長:村田 善則)	
③施策目標及び達成目標	施策目標 8-2 文化財の次世代への継承・発展 達成目標 8-2-2 文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復その他の保存に必要な措置を実施することにより、適切な状況で文化財を保存・継承する。	
④事業の概要	専門家で構成した「国宝高松塚古墳壁画恒久保存対策検討会」(以下、「検討会」という。)において、平成17年6月27日に決定された国宝高松塚古墳壁画の「恒久保存方針」を下記の事項を確実に実施することにより、国宝である壁画を次世代に継承することを目指すもの。 【石室解体工程】 ・石室ごと壁画を古墳から取り出す。 【壁画の修理及び保存処理工程】 ・取り出した石室を適切な施設において、壁面及び壁画の修理を含めた保存処置を施す。 【恒久保存工程】 ・将来的には、カビ等の影響を受けない環境を確保し、現地に戻す。	
⑤予算額及び事業開始年度	平成18年度概算要求額:799百万円(平成17年度予算額:180百万円) 事業開始年度:平成16年度	
⑥事業開始時において得ようとした効果	本事業は、検討会において国宝高松塚古墳壁画の「恒久保存方針」が決定され、さらに、「恒久保存方針」が実施されるまでの間、緊急保存措置として、壁画のカビ等の生物被害の浸食を食い止めることを予定。	
⑦得られた効果	平成17年度においては、「恒久保存方針」の決定に際し参考となった「古墳の発掘調査」、方針を実施するまでに、カビ等の生物被害を有効に低減できる当面の対策である「冷却管の設置」、墳丘への雨水の浸透を防ぎ、日射等による温度上昇を抑制するための「新仮設覆屋の建設」を行い、緊急保存措置として十分な成果を得た。	
⑧得ようとする効果及び上位目標との関係	【得ようとする効果】 「恒久保存方針」を確実に実施すること。 目標値: 【石室解体工程】 の平成18年度までの完了。 ・様々な状態を想定した上での十分な「石室解体実験」 ・壁画を修理するための「仮設修理施設の建設」 ・壁面の剥落防止措置 ・石室の解体及び仮設修理施設への移転 【壁画の修理及び保存処理工程】 ・取り出した石室を適切な施設において、壁面及び壁画の修理を含めた保存処置を施す。 【恒久保存工程】 ・将来的には、カビ等の影響を受けない環境を確保し、現地に戻す。 【上位基本目標・達成目標との関係】 「恒久保存方針」を確実に実施することにより、達成目標8-2-2にある「文化財の種別や特性に応じて、計画的に修復その他の保存に必要な措置を実施することにより、適切な状況で文化財を保存・継承する。」という成果に結びつくと考え。	⑨達成年度 ○石室解体工程 平成18年度 ○壁画の修理及び保存処理工程 平成28年度(未定) ○恒久保存工程 壁画の修理及び保存処理工程中に検討会での検討後、決定
⑩必要性	施策目標8-2(達成目標8-2-2)の目的を達成するためには、「恒久保存方針」を確実に実施することが必要不可欠である。それ以外による方法で、国宝である壁画を恒久に保存することはできない。 また、国所有である「国宝高松塚古墳壁画」を恒久的な保存措置をとることは、国の責務。	
⑪効率性	【事業に投入されるインプット(資源量)】 本事業の予算規模は799百万円(平成18年度)であり、本事業の 【壁画の修理及び保存処理工程】 を実施するために必要な人件費(検討会検討結果を反映するため未	

	定) が想定される。 【事業から得られるアウトプット (活動量)】 本事業の以下の工程の実施により、国宝である壁画の恒久保存の適切化を図る。 【石室解体工程】 (平成18年度中まで) ・ 様々な状態を想定した上での十分な石室解体実験を行うこと。 ・ 石室を安全かつ確実に解体し、仮設修理施設に安全に移転すること。 ・ 壁画を修理するための仮設修理施設の建設を完成すること。 【壁画の修理及び保存処理工程】 ・ 平成19年度から平成28年度 (未定) までに、仮設修理施設で慎重かつ適切な壁画の修理を行うこと。 【保存工程】 ・ 仮設修理施設で壁画を修理している間に、検討会において、壁画を現地に戻すための方策の検討を行い、当該検討結果に基づき、現地に戻し、恒久保存が行われる。
⑫ 想定できる代替手段との比較考量	国有文化財の直営事業であり、独立行政法人文化財研究所の協力を得て適切に実施。壁画の修理及び保存処理工程は10年以上にわたる長期的事業であり、「恒久保存方針」に基づき国として事業を一貫して行う必要がある。 なお、国有文化財の修理を国が行うことは、文化財保護法第34条の2で規定されている。
⑬ 指標・参考指標 有効性	【指標】 【石室解体工程】 (平成18年度中まで) ・ 様々な状態を想定した上での十分な石室解体実験を行うこと。 ・ 石室を安全かつ確実に解体し、仮設修理施設に安全に移転すること。 ・ 壁画を修理するための仮設修理施設の建設を完成すること。 【壁画の修理及び保存処理工程】 ・ 平成19年度から平成28年度 (未定) までに、仮設修理施設で慎重かつ適切な壁画の修理を行うこと。 【保存工程】 ・ 仮設修理施設で壁画を修理している間に、検討会において、壁画を現地に戻すための方策の検討を行い、当該検討結果に基づき、現地に戻し、恒久保存が行われる。 【参考指標】 ・ 他に例のない文化財の修理であるものの、本事業が確実に実施されることにより、古墳壁画の恒久保存の最初の指標となる。
効果の把握の仕方	事業実施結果を、専門家、マスコミ、国民一般に周知し、有識者で構成される「検討会」による専門的評価や世論により効果を把握。
得ようとする効果の達成見込み及びその判断根拠	「恒久保存方針」に基づく実施のための予算及び人員を投入することにより、確実に国宝である壁画を次世代に継承することができること。 「恒久保存方針」は多様な文化財等の専門家による検討会で決定されたものであるため、当該方針を確実に実施されることで、本事業の得ようとする効果は十分達成したと判断できる。
⑭ 公平性、優先性	国宝高松塚古墳壁画を次世代に継承するため、平成18年度からの「恒久保存方針」に基づく事業を実施することは必要不可欠。
⑮ 評価に用いたデータ・情報・外部評価等	検討会 (平成16年6月4日設置) における「恒久保存方針」の決定 (平成17年6月27日)。同検討会の会議は公開で行われており、配布資料等については、文化庁ホームページで公開。
⑯ 備考	

国宝高松塚古墳壁画の恒久保存方針について

文化庁

1. 目的

国宝高松塚古墳壁画の恒久保存のため、

- (1) 「壁画の維持及び保存管理に必要な環境制御の実現」
- (2) 「壁面の修理・強化」

を目的とした保存方針を策定する。

(1) については、カビ・ムシ類等の有害生物の影響を受けない環境で保存すること、(2) については、漆喰層の劣化の進行を止め、その強化を図る修理を行うこととする。

2. 6月27日恒久保存方針の検討会決定

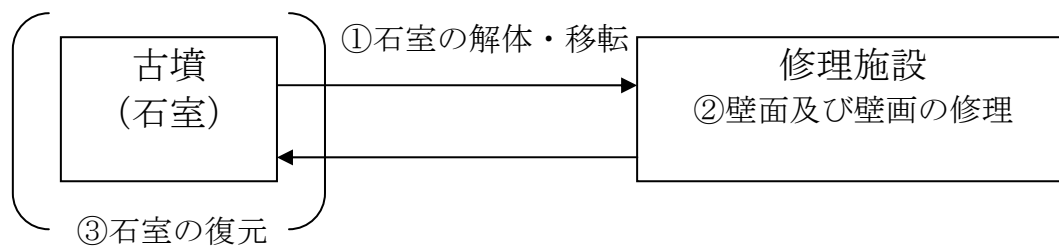
古墳から石室を取り出して、「解体修理」を行うこと。

(概要)

1. 石室ごと壁画を古墳から取り出す。
2. 取り出した石室を適切な施設において、壁面及び壁画の修理を含めた保存処置を施す。
3. 将来的には、カビ等の影響を受けない環境を確保し、現地に戻す。

※ 2. 3. のいずれも公開を念頭におき、その手法については、今後の課題。

(イメージ)



※ 保存及び公開方法等について、検討会で要検討

3. 今後のスケジュール

平成18年度冬季(予定) 石室の解体・移転